米原市開業医誘致等地域医療振興事業補助金の御案内

市民が安心して医療サービスを受けることができる医療体制の安定および充実を図るため、市内に民間の病院および診療所(以下「診療所等」という。)を新たに開設する医師または医療法人(以下「医師等」という。)に対し、開設資金の一部を補助します。

また、開業医が市内で開業している診療所等を継続されるため医師を変更する場合において、既存施設の増改築および医療機器等の取得費用の一部を補助します。

補助金の対象者

- 1 次の(1)~(4)全てに該当する医師等
 - (1) 開設等を行う診療所等の所在地が市内であること。
 - (2)地域医療に関心をもち、積極的に医療活動を行うこと。
 - (3)診療所等を継続して10年以上開業する見込みがあること。
 - (4) 市長が認める診療科名の診療を行う者であること。
- 2 前述に関わらず、次のいずれかに該当する医師等
 - (1)市内外の診療所等に勤務していた医師および市外に診療所等を開設していた医師等が、 市内に診療所等を開業する場合
 - (2) 開業医が市内で開業している診療所等を継続させるため医師を交代する場合において、 当該診療所の土地、建物の増改築および医療機器等を取得する場合

交付の要件

交付対象となる診療所等は、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関とする。

- ① 当該補助金の交付を受けて診療を開始したときから10年以上継続して診療所等を開業すること。
- ② 市内の学校等の校医その他市が実施する事業に協力すること。
- ③ 補助金の事前承認申請時において、納期限が到来している補助対象者の所在地の市町村民税に未納がないこと。

補助金の内容

地域区分	補助対象経費	補助率	補助金の額	補助金の上限額
米原東北部都市計画区域および都市計画区域外	①診療所等の用に供するための 土地の取得に要する経費②診療所等の用に供するための 建物の取得および増改築に要 する経費	10/10 以内	補助対象経費の合算額に補助率を乗じた額	5,000万円(ただし、 開設等を行う診療科が 内科または小児科の場 合は、6,000万円)
彦根長浜都市計画区域	③診療所等の用に供するための 医療機器、システム等に要す る経費			2,000万円

※この補助金の交付は、補助対象者当たり1回限りです。

補助金申請の主な流れ

事業 承認申請 → 本申請 → 交付 → 事業 決定 → 本申請 → 決定 → 著手・完了 → 報告 → 額の確定 → 請求

※ 開業する日のおよそ6か月前までに「事前承認申請書」を御提出ください。

事前承認申請に必要な書類

- ・開業医誘致等地域医療振興事業事前承認申請書(市が定める様式)
- ・医師免許の写しおよび経歴書
- ・診療所等に係る配置図、平面図、立面図等の写し
- ・開設等を行う診療所等の予定地の周辺地図および現状写真(四方から)
- ・開業までのスケジュールが確認できる書類
- ・開設等を行う診療所等の予定地の土地および建物に関して利害関係が確認できる書類
- ・開設等に係る資金計画書および資金の状況が確認できる書類の写し
- ・開設等に係る医療機器等の取得計画書
- ・定款および登記事項証明書(開設等を行う者が医療法人である場合)
- ・個人市町村民税または法人市町村民税にかかる納税証明書
- ・その他市長が必要と認める書類

交付申請に必要な書類

- ・開業医誘致等地域医療振興事業補助金交付申請書(市が定める様式)
- ・事前承認決定通知書および事前承認確認書の写し
- ・診療所等の開設等に係る土地、建物、医療機器等の取得、工事等の内容が確認できる書類
- ・その他市長が必要と認める書類

交付の決定の取消し

- ① 補助金の交付を受けた後、正当な理由なく、開設予定日から6か月以上診療所等を開業しないとき。
- ② 正当な理由がなく、診療所等を1年以上休止し、または補助金の交付を受けて診療を開始した時から10年以内に診療所を廃止したとき。
- ③ 補助金の交付を受けて診療を開始したときから10年以内に、医師免許の取り消し等により診療所等の診療を継続することができなくなったとき。

〈問合せ先〉 まずは御相談ください。

米原市役所 くらし支援部 健康づくり課

〒521-8501 滋賀県米原市米原1016番地

TEL: 0749-53-5125 FAX: 0749-53-5128

e-mail: kenkou@city.maibara.lg.jp